

南北朝室町期の若狭守護と国衙

河村 昭一
兵庫教育大学第2部（社会系教育講座）

はじめに

南北朝・室町期の守護が分国支配を展開させていく上で、国衙機構の吸収、国衙領の守護領化のもつ重要性についてはつとに指摘されており、上野・武蔵・伊豆の山内上杉氏¹⁾、越後の上杉氏²⁾、尾張の斯波氏³⁾、播磨の赤松氏⁴⁾、備中の細川氏⁵⁾などの例が明らかにされている。これらの研究によれば、守護による国衙の掌握は、国衙職が守護に安堵された東国では比較的順調に進展したのに対して、権門による国務の管掌、国衙領領有が続いていた畿内・西国ではかなり遅れ、たとえば播磨では、小目代小河氏が赤松氏から「国衙眼代職」を宛行われて国衙が守護権力に組み込まれたのは明徳三年（一二九二）のことであった。⁶⁾

小稿で取り上げる若狭は、権門による知行国制のもとにあったという点でいわば西国型といえようが、周知のように、国衙の最も基幹をなす税所職が、建久七年（一一九六）最有力在庁官人稲庭時定から没収されて以来、鎌倉〜室町期（建武政権期を除く）を通して守護の兼帯とされていた。⁷⁾つまり、守護の国衙掌握にとってきわめて有利な条件が準備されていたという意味では、東国型の要素もある。西国における守護の在庁職兼帯の例としては、若狭の他に安芸の在国司・在庁

兄部職が著名であるが、鎌倉末期から南北朝期にかけての守護武田氏は、すでに鎌倉末期に在庁福島氏を守護代とすることによって国衙機構を掌握したとされている。⁸⁾若狭については、鎌倉期の国衙、守護、御家人に關しては豊富な研究蓄積があるものの、南北朝期以降の守護と国衙のかかわりについては、ほとんど考察の対象とされていない。⁹⁾若狭の守護が建久七年以来税所職を兼帯していたことは前述したが、鎌倉末期には税所が守護（得宗）の權威を背景として、国衙の進止下にあった在庁別名を奪取した結果、税所領は本来の二倍以上の約二四〇町歩にも達し、この税所領も含めた鎌倉末期の「守護領」は七二〇町歩を越えていた。¹⁰⁾ただ、この鎌倉末期の「守護領」は税所領を除けば、南北朝期にまで継承されたものは意外に少ない。この点は別に検討したことがあるが、結論のみ示せば、得宗の跡職（税所領を除く）で確実に南北朝期守護領として命脈を保ったのは、わずかに西津荘と開発保（合計約三五町歩）にすぎなかったとみられ、南北朝期の守護領のかんりの部分は税所領で占められたと思われる。それだけに、当該期守護にとって税所職兼帯は計り知れない意義があったのである。以下では、この税所を軸とした守護と国衙のかかわりをたどることによって、守護がいつ頃国衙を掌握し得たのか、に迫ってみたい。

表 I 南北朝・室町期の若狭守護・税所代等
(一色氏治政期まで)

年 代	守 護	今 富 名 領 主	税 所 代	
元弘 3 (1333)	布志那 雅清	洞院公賢	多田知直	
建武元(1334)		山城兼光	海 部 秀 氏	
" 3 (1336)	斯波時家 佐々木道譽 斯波家兼(時家) 桃井直常 大高波重氏 斯波高重 大(某)重成			
貞和 4 (1348)	山 名 時 氏			池田藤左 衛門子息
観応元(1350)				
" 2 (1351)	仁木義覚 大高重家兼 斯波川清氏 細川橋和義			
文和 3 (1354)	斯 波 義 種			海 部 忠 泰
貞治 2 (1363)				
" 3 (1364)	山名時氏			海 部 信 泰
" 5 (1366)				
応安 2 (1369)	一色範光	同 後家		海 部 泰 忠
" 4 (1371)		山 名 修理亮		
永徳 3 (1383)	一 色 詮 範		田 所 忠 俊 (安倍)	
嘉慶元(1387)				
" 2 (1388)	一 色 満 範			
明德 3 (1392)				
応永10(1403)	一 色 義 範			
" 13(1406)				
" 16(1409)	(某)			
" 27(1420)				
永享 6 (1434)				
" 12(1440)				

注 (1) 守護の考証は佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上(東京大学出版会、1967年)に拠る(仁木義覚は松浦氏注13論文参照)。
 (2) 今富名領主・税所代は「若狭国税所今富名領主代々次第」に拠る(税所代某は留守所下文<オ-128,ノ-214>の花押より判断)。
 (3) 今富名代官・同又代官は割愛したが、それぞれ守護代・小守護代の兼務が多い。

一、南北朝期の守護と国衙

1 税所代海部氏と守護

税所に別名今富名が付属していたことはよく知られている。守護は税所職所有者として今富名地頭職を有し、今富名領主と呼ばれた。今富名領主のもとには当初代官(最初は税所代)・公文が置かれ、在庁官人が任じられていたが、代官職が東国御家人の手に移ると在庁官人は又代官となった。そしてその又代官も非在国者のものになっていくなかで、おそらく、弘安八年(一二八五)置かれた(厳密には復活された)のが税所代である。最初の税所代は多田氏と思われる。三郎左衛門尉知国が任じられたが、正応三年(一二九〇)からは海部忠氏、つ

いでその子秀氏が在職して幕府滅亡を迎えている。そのあとは、表Iに示したように、海部氏が、一時空白期はあるものの、応永十年(一四〇三)までの、実に一世紀以上もの間、忠氏以来五代にもわたって税所代を世襲したのである。海部氏について網野善彦氏は、鎌倉期に在庁官人多田氏と婚姻関係を結んでいたことを明らかにされるとともに、海部忠氏が税所代になる前の今富名又代官池田忠氏、倉見忠氏と海部忠氏が同一人である可能性も指摘されている。いずれにせよ海部氏が池田、倉見、多田氏らと同様、在庁官人であったことはほぼ間違いない。彼は族的結合を有する在庁官人の中で、鎌倉末期から頭角をあらわし、国衙における地歩を固めたことになるが、その経緯についてはまったく不明である。

さて表Ⅰは、国衙における海部氏の卓越した地位が南北朝期を通して維持されたことを示すものに他ならないが、守護との関係でいえば、特に在職期間の短い南北朝初期の歴代守護は、海部氏の実力に依存しながら国衙（税所）の掌握を図らなければならなかったことを示唆している。しかし、そのような、いわば守護の海部氏に対する寄生的な関係が仮にあったとしても、さ程長くは続かず、守護による税所支配は確実に強化されていった。観応元年（一一三〇）山名時氏が海部秀氏を解任して同じ在庁官人と思われる池田氏に替えたのは、税所のより直接的な掌握を目指した措置であろう。このもくろみは、山名が翌年の観応の擾乱で失脚したため頓挫し、文和三年（一一三四）細川清氏のもとで海部秀氏の子と思われる忠泰が税所代に復帰した。さらに貞治三年（一一三四）、かつて海部秀氏を解任した山名時氏が今富名領主に返り咲いた時、忠泰の在職をそのまま追認しているところから、国衙における海部氏の地位はすでにゆるぎないものであったことがうかがえる。しかし、そうした国衙における海部氏の地位は、そのまま国衙の守護権力に対する自立性の強さを意味するものでももちろんないのであって、山名がかつて海部秀氏を改替したように、税所代の任免権はあくまで税所職所有者（今富名領主）たる守護の手中にあった。そこで、海部氏の地位とは別の視点から、守護権力と国衙との関係を探ってみる必要がある。

2 税所職兼帯期の守護と国衙

前掲表Ⅰにあるように、貞治三年からは守護ではない山名氏が今富名領主となり、守護と今富名領主が分離する。山名氏が税所今富名を領有した二八年間については次節で検討することとし、以下では、それまでの、守護が税所職を兼帯していた時期の守護と国衙のかかわりを見ていきたい。

〔史料A〕（は一一四〇）

〔若狭小目代伏案 河内崎井落間事〕

太良保公文禪勝切落河内崎井之由事、度々雖令申候、分明不承御左右候、何様事候哉、所詮為寺家御沙汰、御勘量難儀候者、不日召給彼禪勝、可糺明候、若猶無御承引候者、可仰上裁候、此事併依御口入、于今無沙汰候之間、自正員方被申子細候之間、重令申候、是非之様分明承候者、可令存知候、恐々謹言、

八月十五日

沙彌定勝 判

謹上 多賀法橋御房

これは、「太良保」公文禪勝が「河内崎井」を切り落としたことに關して、国衙小目代定勝が東寺側に善処を求めたにもかかわらず無視されたため、場合によっては禪勝喚問や院への提訴の可能性もあ得ることを示唆しながら、改めて処置を求めたものである。なお、定勝は後半で「正員方」（目代、又は国司カ）の指示があったことを述べているので、この訴訟は定勝よりもっと上位者にまで達していたことがうかがわれる。さて、ここにいる「河内崎井」は、年欠六月日太良莊百姓等申状（オー二三六）に「右彼之井（河内崎井）者、自往古税所今富之役ニ被立處是先例也」と見えるところから、本来今富名の用水であったことが知られる。すなわち、禪勝の行為の被害者は今富名の百姓だったのであり、禪勝を告訴したのも彼らに違いない。この文書の年代は確定し難いものの、少なくとも守護の税所職兼帯期のものであることはほぼ間違いない。とすれば、税所領の權益が侵された時の提訴が、今富名百姓↓税所↓小目代↓目代（↓国司）という、いわば伝統的な国衙の秩序に沿って処理されようとしており、そこに守護がかかわった形跡はうかがえない。つまり、税所職を守護に掌握されていながらも、国衙が税所領の紛争処理に独自の機能を發揮し得て

いたことを物語るものといえよう。

〔史料B〕²³

若狭国雜掌頼賢申初任檢注事

右檢注者、為平均役之処、山西郷地頭山西三郎次郎對捍之由、帶院宣、雜掌就訴申尋下之処、如美作左近大夫將監貞泰・田河左衛門大夫入道禪光等去九月十八日・同廿一日請文者、任被仰下之旨雖相觸候、不及散狀云々^{起請詞者}、背度々催促不參之条、無理之所致歟、然則於彼檢注者、任先例可遵行之状、下知如件、

貞和元年十一月十七日

左兵衛督源朝臣^{左利權}(花押影)

これによれば、山西郷(山門領)地頭山西三郎次郎が国司初任檢注を對捍したため、国司側がこれを幕府に訴え、幕府は本郷・田河を両使に任じて地頭の召喚を図っている。ここでも、税所が当然かかわっていたと思われる初任檢注(錢)徵集において、税所職所有者たる守護(大高重成)がかかわった様子は看取し得ず、あくまで国司(知行国主)のもとで処理されていたようである。特に、幕府が両使を使ってこの問題を処理しようとしているのが注目される。すなわち、たとえば応永三十四年(一四二七)の尾張の初任檢注に際して、知行国主三宝院門跡への納入命令が、幕府(管領)↓守護↓守護代↓小守護代と下達されているのと比べると、貞和元年(一三四五)の若狭ではまだ守護権力が初任檢注徵集に介在するには至っていないかったものと想定せざるを得ないのである。

以上述べた事例は、守護による税所職兼帯にもかかわらず、国衛が独自の機能をもちながら自立性を保持していたことを物語るものであるが、しかし、先にふれたごとく、大高の次の守護山名が税所代海部秀氏の解任を断行しているように、税所に対する守護の支配は確実に

強化されていたことも事実である。この点について、細川清氏・石橋和義の代の事例によって確認しておきたい。

〔史料C〕(しー二七B)

(追而書略)

御状之趣委細披露了、抑役夫工米事、先々被進曆應御教書案者、聊不審之子細候之間、早被上候、(中略)自守護方田数まで委注テ、切符ヲ出て候ハ、是も前々沙汰たる事候て、か様に候やう□面々御不審にて候、(中略)

十月十五日

禪舜(花押)

〔史料D〕(ツー二五八)

今月十五日御状同十七日到来、条々委細拝見了、役夫工米事度々令注進了、曆應年中御教書符案事、故預所殿執筆にて候間、彼案文にてこそ、此近年於國問答仕事にて候、何も國衛方沙汰、動國やくをかけたかり候之處、如此案共御不審事、返々公私歎入候、る中にて支證向後何を於國方之可立申候哉、次切符事、國の大田文まかせて切出事にて候、不限当御庄之□、禪勝寺家進上仕候大田文ニ見候歟、此間於守護方数ヶ度歎申候へとも、重御奉書候ハてハ不可叶之由候間、無力事候、既廿一日必々可乱入御使五六十人由候、(中略)

十月十九日

禪勝(花押)

公文殿

右の両文書は、延文四年(一三五九)若狭に内宮役夫工米が課された時、東寺公文禪舜と太良荘公文禪勝が交わした往復書簡である。ここには、当時の役夫工米徵集の実態がよく示されているが、さし当り次の点が注意をひく。すなわち、①役夫工米の配符(切符)が守護方から出されたが、②その配符には「國の大田文」に任せて「田数まで委

注テ」あり、③免除を訴える禪勝に対して守護方は、再度「御奉書」が出されなければ叶わないと突っぱね、五、六〇人の守護使を乱入させる構えをみせて納入を迫っている。要するに、この役夫工米徴集は完全に守護側の手によって進められているのである。

そもそも役夫工米の催徴は、百瀬今朝雄氏が明らかにされているように、造宮使の派遣する大使によって行われ、対捍があった場合に守護使が副えられることになっていた。⁽²⁵⁾百瀬氏も引用された『師守記』貞治六年（一一三六）五月二十三日条に、若狭田井保に対する役夫工米譴責を中原家から抗議された際の守護一色氏が京奉行小江房の言葉として、「守護使者従大使所為之間 大使退散者同可退之条勿論也」と見えている。このように、役夫工米徴集における守護方の役割はあくまで納入を実現するための暴力装置にすぎないのであって、配符を発給することなどあってはならないことであった。役夫工米も含めた段銭の催徴・免除権が朝廷から幕府に移った画期については、貞治期、康暦期などの説があるが、そうした催徴・免除権のありかとは関係なく、在地における催徴現場の実態は、少なくとも若狭ではすでに延文期において、守護方が完全に主導権を握っていたのである。そして、守護方が税所の管理する「國の大田文」に基づいて、「田数」を「委注」した配符まで発給していたとすれば、当時の税所は守護権力の完全な掌握下に置かれていたことになろう。

ところで、史料Dの「何も國衙方沙汰、動國役をかけたかり候」の部分が目される。国役を賦課徴集するのは税所であるから、「國衙方沙汰」とは税所の所為に他ならないが、右にみたように、税所が守護権力に完全に組み込まれていたとすれば、これは守護方の動きとみなければならぬ。この点を、次の守護石橋和義の代の例で確認してみたい。

〔史料E〕（ア一三一七）

〔太良庄國衙事守護状案〕

東寺領若狭國太良庄國衙年貢以下事、仁治被庄号以来無其例之處及譴責之由寺家歎申候、何様事哉、先被尋究先々例之程、令停止阿責可注進子細之旨、可被仰大平十郎左衛門尉候也、謹言、
六月廿一日

判

敷地左衛門入道殿

〔史料F〕（は一一三二）

〔前略〕

一、國やくの事より候て、ようとうはしめ五貫あまり入候、又法橋御房御下候て御もんたう、さい所ふところひろせとの、しきちとのニ御たいめん候時も、三貫あまり入て候、御心ために申入候、御ひろうあるへく候、（中略）
七月二日

東寺のくもん殿

太良庄くもん

申入候

熊王丸（花押）

二通とも年欠ながら、関連文書から貞治元年のものともみてよい。これらによれば、同年六月、國衙は太良庄に「國衙年貢」（Fでは「國やく」）をかけてきた。翌年三月の太良庄領家方百姓等申状（し一一三〇）に「可落國衙之由在之時」とあるように國衙領化の策動であるが、この時公文熊王丸は、おりしも若狭に下向していた所務職讃岐法橋実増と共に「さい所ふところひろせとの、しきちとの」と交渉する一方、京都でもおそらく在地からの注進をうけて守護石橋に訴えた結果、Eが出された。Eの宛人敷地左衛門入道はFの「しきちとの」のことと思われ、当時の税所今富名代官であった（今富次第）。直接國衙年貢の譴責に当たっていたのは大平らしいが（E）、Fによれば、熊王丸ら

の交渉相手になっていたのは敷地であるから、税所今富名代官の立場にある彼が「税所符所」の統括責任者としてこの「國やく」徴集を推進していたとみてよからう（「ひろせとの」については不明）。前代の細川清氏の時「國衙方沙汰、動國役をかけたかり候」といわれたのも、実はこのような税所を掌握した守護方の活動だったのではなからうか。いわば、税所を完全に手中にした守護権力が「國衙沙汰」という衣を纏いつつ、新たな役賦課を目指す動きとみなすことができよう。

ところで、南北朝期の若狭守護が国衙において有していた在庁職は税所職のみであるが、国衙にはいうまでもなく税所以外の「所」があり、目代、小目代のもとに統括されていたはずである。当該期の若狭国衙全体の構成、在庁官人の実態などが明らかでないために、守護にとって税所を掌握することが国衙機構全体の掌握にとっていかなる意義をもつものであったかについては、にわかには判断できないところがあるが、たとえば、貞和三年（一三四七）羽賀寺に対する国衙領寄進状が「書生沙弥・使頭木工助」の連署で出されたり、応永二十九年若狭一宮遷宮式で「諸在庁」が「直垂風折」で供を務めていたりするのは（守護次第）、まだ在庁官人らがそれぞれの職掌をもちながら国衙機構を構成していたことをうかがわせるものではあるまいか。とすれば、たとえ税所が国衙の基幹をなすとはいえず、その掌握のみをもってただちに国衙全体の掌握とみなすことはやはり差し控えるべきであろう。そして何よりも若狭の在庁官人には、鎌倉末期、守護得宗の権威を背負った税所から多くの別名を奪取されたり、地頭職を与えられずに関東御家人から圧迫されてきた歴史があり、税所と他の「所」の在庁官人との間には深刻な対立があったのである。周知のように、鎌倉期の国御家人（多くが在庁官人）の系譜を引く土着武士は、観応・応安の両度にわたり国人一揆に立ち上がっている。鎌倉初期以来、細

工所に付属する別名細工保の下司職を伝領していた有力在庁官人木崎氏も応安の一揆で一揆方に属した一人であるが、細工保は貞和五年當時も木崎三郎太郎の当知行する「在庁名」とされており、彼の在庁官人としての権益は依然として確保されていたことが知られる。このように税所からの押領を免れた在庁名を確保しつつ、税所を掌握する守護権力には容易に与せず、自立性を保っていた在庁官人が少なからずいたとすれば、少なくとも応安の国人一揆制圧までは、若狭国衙の政治的統一は実現していなかったとみななければならない。前節で述べた国衙における税所代海部氏の卓越した地位というのも、実は限定された中でのものであったといわざるを得ない。

以上要するに、南北朝前半期の若狭守護は、税所職をテコに税所はほぼ完全に自己の権力のうちに掌握したものの、国衙機構全体の掌握までは実現していなかったと思われる。

3 山名氏の税所今富名領有と守護

建武政府倒滅以後、長く守護の兼帯とされてきた税所今富名は、貞治三年（一三六四）三月、守護（斯波義種）以外の山名時氏に与えられ（表Ⅰ）、ここに二八年ぶりに税所は守護の支配下から除かれることとなった。山名時氏は観応の擾乱以来直義党、ついで直冬党として長く反幕府陣営に身を置いてきたが、貞治二年九月、大内弘世に就いて幕府に帰降し、翌年三月、子息二人を上洛させた。今富名を拝領したのはこの時であるから、これは帰降の条件として、おそらく山名側が要求した結果であったと思われる。こうして守護でない山名氏が税所今富名を領有するようになると、守護の分国支配にとって大きな障害となるのは必然であった。以下ではその様相をみていきたい。

まず何よりも、税所領が守護領から脱落してしまうことは、守護にとって甚大な損失であった。「はじめに」でふれたように、南北朝期

の守護領の相当部分が税所領であったことから、その影響は計り知れない。また、税所領の中核をなす今富名には周知のごとく小浜を含んでおり、今富名領主には小浜の刀祢を通して「入船馬足料」を徴収する権限があった。³⁵⁾ かかる国内随一の交通の要衝に対する支配権まで、山名氏の掌握するところとなったのである(後掲表Ⅱ No. 7・8)。

以上述べた経済的損失もさることながら、国衙の「所」としての税所が守護の管轄から外れたことの意味も大きかった。税所はずでに鎌倉末期に国衙の進止下にあった「国御祈禱所」に付属する別名常満保を奪取し(大田文朱注)、常満保供僧職補任権をもっていた。すでに網野氏や河音氏によって指摘されているごとく、鎌倉期の常満保供僧は一二宮社務牟久氏やこれと婚姻関係をもつ在庁官人多田氏らから多く輩出し、その常満保供僧の中には国分寺の供僧・小別当や小浜八幡宮祢宜を兼ねる者がいたように、国衙レベルの仏事興行を担う供僧であった。山名氏の代の税所今富名関係文書をまとめた表Ⅱによると、常満保供僧職の補任が二例確認されとともに、今富名内の竹原天満宮供僧職の補任や、寄進地の安堵なども今富名領主の所掌であったことが知られる。その他、鎌倉期にはまだ税所の管理下には入っていなかった国分寺が、遅くとも文和三年(一一三五四)には税所今富名の中に含まれられ、同寺供僧職も税所の進止下にあったし、小浜八幡宮・日吉社・賀茂社の祢宜の進止権もすでに鎌倉末期に国衙から税所に移っていた(大田文朱注)。後述するように、税所代海部信泰が「国中神事奉行」を務めたのは、まさにかかる税所のもつ機能からすれば、至極当然のことであったといえよう。かくして、この時期の守護は税所のもつ仏神事興行機能をもまた失っていたことになる。

ところが、永和三年(一二七七)、守護一色範光は八幡宮・上下宮(一二二宮)の流鏑馬神事を、地頭御家人役を課しながら敢行したので

南北朝室町期の若狭守護と国衙

表Ⅱ 山名氏領有下の税所今富名関係文書

(貞治3年～明德2年)

No.	日付	発給人	宛人	形式	内容	出典
1	応安元。閏6. 11	右衛門尉(篠沢光永)	讃岐房教尊	直状	常満保供僧文力名主職の補任(所令補彼職也)	神宮寺12
2	" 2. 8. 25	源久家・左衛門尉信泰(海部)		奉書	税所今富領内天満宮への寄進皇打渡(御寄進之處也)	羽賀寺7
3	永和2. 10. 26	沙弥		"	竹原天神社への故大殿(山名時氏)の寄進田をめぐる京都での相論裁決を承けた打渡(御奉書如此)	" 8
4	" 5. 2. 5	左衛門尉(海部信泰)		"	常満保供僧文力名主職の宛行(所被宛行……也)	神宮寺15
5	永徳3. 10. 25	加賀守(高木理宗)		"	税所今富内天満供僧職をめぐる相論裁決を承けた打渡(仍執達如件)	羽賀寺9
6	" 11. 6	左衛門尉(海部信泰)	当社供僧	"	No. 5の遵行(去月廿五日如元被宛行上者)	" 10
7	康安元。12. 5	左衛門佐(斯波義将)	山名虎石	"	臨川寺領年貢の小浜津馬足課役免除につき勤過	天龍寺14
8	" 12. 27	"	山名左京大夫入道跡	"	小浜津での臨川寺領年貢に対する馬足料停止	" 15

注 (1) 発給人のうち、篠沢光永・高木理宗は税所今富名代官、海部信泰は税所代、斯波義将は幕府管領。
 (2) 形式は、書止文言にはこだわらず、文中に上意を承けている旨の文言があればすべて奉書とした。
 (3) 出典は、『福井県史』資料編9 (No. 7・8のみ『福井県史』資料編2)の文書番号を示した。

ある。このことについては以前論じたことがあるので、ここでは、太良荘がこの流鏑馬役免除を獲得するまでの経緯の中で、重要な次の点を確認するにとどめたい。すなわち、①流鏑馬役賦課の主導権はあくまで守護方（守護代）にあるものの、②役賦課の基礎となる帳簿は税所の管理下にあり、守護は免除申請があると税所に先例を「尋」ねなければならなかったばかりか、③神事の実施にあたってその実務を担当したと思われる「国中神事奉行」は税所代海部信泰の兼務するところであった、という三点である。

この流鏑馬神事は、応安の国人一揆を制圧した一色氏が、国人、および自己の支配権の及ばない税所を含めた国衙に対して、その権力を誇示するためのものであったと推察されるが、国衙の仏神事興行のノウハウを山名氏の支配下にある税所に掌握されていたために、必ずしも十分な主導権が発揮できなかったといえよう。太良荘が、東寺が守護代の買収に留意した二倍以上もの礼金を税所代海部に支払うことによって、結局この流鏑馬役を免除された事実は、結果的にみて、守護権力の企図が税所代によって規制されたことを意味する。このように、税所のもつ仏神事に関する機能もまた、守護の管国支配に少なからざる意味をもったといえよう。

ところで、税所の本来の機能は大田文に基づく諸役の徴集にあったが、この面で守護が被る影響もまた大きかったと思われる。

〔史料G〕（教護六四一）

〔茂造替并公家進等要脚〕

合 太良保田数廿五丁八反四十歩者 反別五十文宛定

〔任至徳四年八月廿二日御教書并同十月〇〇日御施行之旨、今月廿五日以前可被進済、若過日限者、任御事書之旨、可入〇〇謹使之由状如件、

嘉慶元年十月十五日

——（花押）
——（花押）

この段銭配符の花押は、小守護代武田重信（奥）と在国奉行浄玖（日下）のものと考えられるから、守護一色氏の手で出されたことは間違いない。ところが、同じ段銭が翌年、もしくは翌々年に課された時は、次のような留守所下文が出された。

〔史料H〕（ネー二四〇）

留守所下

早賀茂社造管井 若狭國段銭事

太良保 丁二反百九十歩 反別五十文
又四〇十文

右任御教書之旨、今月廿日以前 若於難渋在所

—— 如件、

嘉慶 〇〇

——（花押）
——

先の一色氏による配符は、大田文における太良保の総田数を対象としているのに対して、この留守所下文では定田数を載せている。このように、幕府段銭の徴集に際して、賦課対象田積を異にする二つの配符すなわち守護からの配符と国衙からの留守所下文が、一年余りを隔てて出されている事実は、当時の若狭にまったく異なる二つの段銭徴集システムが併存していたことを意味するものに他ならない。山名氏が所持していたのは税所職のみであるが、留守所下文は、目代、税所代を含む三人の連署になるものであって、その発給は目代以下国衙留守所全体の権力行使である。つまり、国衙機構は全体として守護所とは別個の自立した権力体として機能していたといえる。

応安二年（一三六九）、国衙目代が別名岡安名の正税を、同名地頭

職を持つ天龍寺を無視して直接徴収しようとしたとして天龍寺から訴えられているのは、国衙がまだ自律的な権力体であったことを物語っている。ただ、同時にこの時幕府は目代の「違乱」停止を守護一色範光に命じているように、国衙に対する守護の統制権が幕府によって認められていく中で、守護の優位性が高められていったものと思われる。しかし、税所に対する支配権が山名氏の手中にある限り、若狭守護が国衙機構を完全に吸収することは不可能であった。

二、守護の国衙掌握

1 一色氏による国衙掌握

守護一色氏の若狭支配にとって大きな障壁となっていた山名氏の税所今富名領有は、明徳の乱によって一応取り除かれることになった。すなわち、この乱で一色詮範・満範父子は山名氏清を討ち取る功をあげ、明徳三年（一三九二）満範が丹後守護職を、詮範が若狭税所今富名を拝領したのである。詮範はこの時「凡守護ノ事ハ先代ノ職タリ、此在所ノ事ハ分国ノ内ノ大庄ナル間、殊ニ畏由ヲ申」したという。その真偽は別にして、詮範の心中を正確に伝えるものといえよう。こうして宿願の税所今富名を獲得した一色氏であるが、国衙が彼の若狭支配機構に一画を占めて機能し始めるまでには、今少しの時間を要した。

〔史料I〕（アー一一一）

たらのしやう

御要脚 若狭國反銭事

太良莊 田数十七丁二反百九十歩

一反別
百文 宛定

右今月廿日以前可有其沙汰、若在無沙汰之在所者、責謹之使可遂

入部之状如件、

應永五年六月十三日

—— (花押)
—— (花押)

右の二つの花押は、日下のが小守護代武田長盛、奥のが在国奉行浄玖のものと同推察される。この二人が段銭などの諸役徴集にかかわっていたことは、応永十二年（一四〇五）、この二人の連署で明通寺に寺田の「段銭諸役」免除を確認していることから知られる。この小守護代と在国奉行の二人が段銭徴集にあたる体制は、実は税所が山名氏の支配下にあった時から見られたのであって（史料G）、一色氏は税所の支配権を得てからも、前代からの方式を変えなく踏襲していたことになる。そのこと自体はことさら問題視する必要はないかも知れないが、一色氏はこのあと、段銭賦課に際しては必ず留守所下文を使用するようになることを前提とすれば、史料Iのごとき段銭配符の存在は、一色氏がまだ国衙留守所を自己の段銭徴集機関として機能させるには至っていないことの反映とみなざるを得ない。

応永四年、若狭国衙が太良莊を国衙領に落とそうとしたため、東寺は若狭国務を管掌していたと思われる後龜山上皇に訴えて、安堵の院宣を得ている。この国衙の動きは、あたかも貞治元年（一三六一）の時の今富名代官敷地ら守護勢力が税所を通じて太良莊に国役を課したのと同じように見えるが、その時は東寺は守護石橋に訴えていたのに対して、この度は後龜山上皇に訴えている。したがってこの国衙の動きは、守護方の策動というよりも、国衙留守所自身の自律的行動とみるべきではなからうか。このように国衙がまだ自律性を保持し、守護権力のもとに完全には包摂されていなかったが故に、一色氏は段銭配符に留守所下文が使えず、旧来の方式をとっていたものと思われる。

一色氏が段銭配符として留守所下文を出すようになる初見例は、管見の限り、応永十四年である。

〔史料J〕（ツ一九七）

「太良庄田銭配符案文」

留守所下

太良保 廿五丁八反四十步

右一反別五文宛事、任田敷今月七日以前可有其沙汰、若過五ヶ日於難渋在所者、以譴責使可有催促之状如件、

應永十四年二月三日

——在判

目代——

この配符にいう「田錢」は一色氏の守護段錢ではないかと思われる。ここに一色氏は、自身の守護段錢を国衙留守所の名において徴するに至ったのであり、それは国衙機構が完全に守護権力のもとに包摂されたことに他ならない。ちなみに、これより四年前に、それまで一世紀以上もの間、ほとんど税所代職を独占してきた海部氏を更迭し、その姓から推して海部氏と同じ在庁官人と目される田所(安倍)氏に替えている(前掲表1)。この税所代交替には権力闘争の要素もないとはいえないとしても、⁵³ 守護一色氏による国衙の吸収を象徴する出来事であったことは間違いない。

これ以後の段錢配符は、永享十二年(一四四〇)以降の武田氏の代も含めて、伝存している二二点(最後は寛正六年(一四六五)——一四七——)のすべてが留守所下文である。それらは幕府段錢に関するものがほとんどであるが、史料Jが守護段錢の配符と思われるように、守護段錢も同じシステムで賦課徴集されたとみてよい。武田氏の代の例であるが、「抑今度之段錢御事、(中略)さい所より大使を被入候て、譴責をいたされ候」と太良荘百姓が言っているように、⁵⁴ 段錢の徴集使としてしばしば文書に見える「大使」は、税所に属していたことが知られる。このように税所は一色氏、武田氏の代を通じて段錢徴集機関として領国支配の重要な一翼を担ったのである。⁵⁵

2 戦国期の税所

最後に、戦国期の税所について簡単にふれておきたい。室町期に海部氏のあと税所代になった安倍(田所)氏が、いつごろまでその地位を保ったかは明らかでないが、永正二年(一五〇五)には、永井孫右衛門尉国基なる者が、その知行分「符所給田畠屋敷等」を武田元信から闕所とされている。⁵⁶ しかし、天文二十年(一五五一)になって武田信豊は、この跡職を「以先祖之筋目、為新給」て永井左京進に宛行っている。⁵⁷ その際、永井の所職は「文(符)所役」と称されており、彼の任務(権限)は段錢賦課に際して配符を「為一人」と入れられる、というものであった。この永井氏は別の史料では「税所代」と呼ばれており、右にいう彼の任務からみても、まさしくその地位は、かつての海部氏、安倍氏のそれを継承するものといえる。事実、永井氏の活動を見ると、税所今富名に属する能登浦の寺社別当・祇宜職補任や田地安堵、⁵⁸ 国司初任検注の系譜を引く「御勘料錢」の徴集、さらには、国祈禱所常満保僧職補任など、⁵⁹ いずれも税所代としてふさわしいものばかりである。特に、戦国大名武田氏の重視した段錢の徴集機関としてその役割は大きなものがあったと思われる。戦国期の若狭には「符所田數」なる用語があって、これは段錢の賦課対象となる田數のことであるが、大田文の田數とは必ずしも一致しない。⁶⁰ つまり、当時の税所には大田文に何らかの修正を加えた段錢帳簿が置かれていた可能性がある。いずれにせよ、戦国大名武田氏のもとにおける税所は、けっして形骸化した過去の残滓ではなく、領国支配の一端を担う重要な実務機関であったといわなければならない。

むすび

小稿で明らかにし得たことはあまりにも乏しく、若狭国衙が守護権

力に吸収された時期を応永十〇十四年頃と推定し、畿内近国の守護にとつて国衙の掌握がかなりの困難を伴うものであったことを示す事例を提示したにすぎない。税所および税所領が南北朝後半期に守護以外の山名氏の支配下に置かれたとはいふものの、応安の国人一揆によつて、それまで反守護の立場を貫いてきた在庁官人も最終的に一掃され、明德三年には税所職も守護一色氏のものとなった。それにもかかわらず、なおその後一〇年間程国衙の自立性が保たれていたとすれば、それはいったい何によつて支えられていたのか、今のところ明確な解答を見出し得ない。また、税所が戦国大名武田氏のもともでもその機能を維持していたことを指摘したが、この点は、武田氏の領国支配機構全体の中に位置付けた上で評価する必要がある。これらの問題は、いづれも今後の宿題としたい。

注

- (1) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』二八四号)、杉山博「守護領国制の展開」(旧版『若波講座日本歴史』7、一九六三年)。
- (2) 羽下徳彦「越後に於る守護領国の形成」(『史学雑誌』六八一八、のち阿部洋輔編『上杉氏の研究』吉川弘文館、一九八四年、所収)。
- (3) 上村喜久子「国人層の存在形態」(『史学雑誌』七四一七)。
- (4) 岸田裕之「守護赤松氏の播磨国支配の発展と国衙」(『史学研究』一〇四・一〇五号、のち同『大名領国の構成的展開』吉川弘文館、一九八三年、所収)。
- (5) 黒川直則「守護領国制と荘園体制」(『日本史研究』五七号、のち岸田裕之編『中国大名の研究』吉川弘文館、一九八四年、所収)。
- (6) これらの研究史については、田沼睦「室町幕府と守護領国」(旧版『講座日本史』3、東京大学出版会、一九七〇年、所収)、同「室町幕府・守

南北朝室町期の若狭守護と国衙

- 護・国人」(新版『若波講座日本歴史』7、一九七六年)の整理による。
- (7) 岸田氏注4前掲論文。
- (8) 室町期の若狭国務管掌者は後龜山院と推定され(注50参照)、南北朝期も皇室領であった可能性があるものの、確証はない。
- (9) 「若狭国守護職次第」「若狭国税所今富名領主代々次第」(ともに『群書類従』補任部、以下それぞれ「守護次第」「今富次第」と略記)。
- (10) 松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」(魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』柳原書店、一九五七年)、石井進『日本中世国家史の研究』(岩波書店、一九七〇年)三六四〜三七二頁・四一六〜四二二頁、『広島県史』中世、六六〜七頁など参照。
- (11) 『広島県史』中世、三二八頁。
- (12) 鎌倉期の若狭を扱った主要な研究としては、石井氏注10前掲書の他に、田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年、所収、のち同『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年、所収)、網野善彦「中世における婚姻関係の一考察」(『地方史研究』一〇七号)、同「中世荘園の様相」(『塙書房』一九六六年)、河音能平「若狭国鎮守二宮縁起の成立」(『八代学院大学紀要』一卷、のち同『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年、所収)などがある。
- (13) 南北朝・室町期の若狭の守護支配を論じたものとしては、網野氏注12前掲書の他、黒田俊雄・井ヶ田良治「若狭国太良庄」(柴田実編『庄園村落の構造』創元社、一九五五年)、井ヶ田良治「庄園制の崩壊過程」(『同志社法学』四五号)、奥富敬之「若狭国守護領国制成立過程の一考察」(『民衆史研究』二号)、小川信「足利一門守護発展史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)一五二〜九頁・四三五〜六頁など、松浦義則「南北朝期の若狭太良庄と守護支配」(『福井県史研究』四号)、外岡慎一郎「一四〜一

五世紀における若狭国の守護と国人」（『敦賀論叢』〈敦賀女子短期大学紀要〉五号）などがあり、私にも「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」（『兵庫教育大学研究紀要』九卷）、「室町期の若狭守護代三方氏の動向」（同、一〇卷）など若干の拙論があるが、いずれも国衙の掌握を特に問題としているわけではない。

- (14) 東寺百合文書ユ函一二号、文永二年十一月日若狭国惣田数帳案（以下「大田文」と記す）。これは『福井県史』資料編2（以下『県史』2）、のごとく略記）に収めるが、同書や『東寺文書』（大日本古文書 家わけ）に収めるものも含めて、東寺百合文書はすべて「ユ一―二」のごとく、京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の函名と文書番号のみによって示す。
- (15) 石井氏注10前掲書、四二二―四三二頁。

- (16) 拙稿「南北朝期の若狭守護領―鎌倉末期得宗領からの継承をめぐって―」（『若狭郷土研究』三六一―六）。

- (17) 「守護次第」によれば元弘三年八月守護となった布志那雅清のもと守護代について「開発はかりにて守護職村山殿給之、西津多烏浦八蔵谷左衛門三郎給之」とする。これは守護代職が村山と蔵谷の二人に分割されたことを示すが、ここには開発保と西津荘（多烏浦を含む）しかあげられておらず、しかも「開発はかり」「西津多烏ハ」という助詞の使い方から、この二つの所領が守護領のすべてとみるのが自然であろう（前注拙稿）。

- (18) 「今富次第」によれば、建久七年―建仁三年の「税所代」五代と、建仁三年―寛喜元年の「代官」五代は一組を除いて重複するので、この両職は同一職とみられるが、その在職者は稲庭時定の一族古津氏や在庁別名岡安名の領主岡安氏を含むように、在庁官人とみなしてよい。寛喜元年以降、元守護若狭忠季の後家若狭尼や幕府引付衆伊賀光政ら東国御家人が「代官」に任じられるようになると、新たに「又代官」が設けられ、国御家人とみられる木津・池田・倉見らの諸氏が在職している。そして弘安八年、「代

官」が守護代工藤果禪の兼務になると「又代官」は国御家人とは思われぬ青柳氏となり（のち青柳は「国代官」を置いている）、この時、再び税所代が登場するのである。なお、古津・岡安・木津・池田・倉見らの諸氏については田中氏注12前掲論文、網野氏注12前掲論文、および建久七年六月日若狭国源平両家祇候輩交名案（ホ一四一五）など参照。

- (19) 元弘三年からの「税所」多田知直（後掲表1）と「知」字を共有するところからこのように推定したが、これ以外に根拠はない。

- (20) 網野氏注12前掲論文。

- (21) 禅勝の太良荘公文在職は元徳三年六月―暦応二年十月と延文元年七月―康安元年八月二十五日の二回である（網野氏注12前掲書、一八七・二二四・二四一・二五九頁）。「今富次第」は、元弘三年八月十日―建武元年八月の「小目代」を隠曾伊豆阿闍梨・いなつの助太郎入道、建武三年六月十三日までの今富名又代官を伊賀房慶承とする。この場合の又代官は小目代と同一職とみなせるので、建武政権期の若狭小目代は史料Aの定勝ではなかったとみてよい。以上から史料Aの年代は、①元徳三年・元弘二年、②建武三年―暦応二年、③延文元年―康安元年、のいずれかということになるが、いずれにしても、税所職は守護が兼務する時期であった。

- (22) 『県史』2、本郷文書一六号。

- (23) 『新編一宮市史』資料編六、醍醐寺文書四一九―四二四号。

- (24) 太良荘・矢野荘例名の役夫工米を免除した、延文四年十一月二日後光厳天皇論旨案（オ一三一一）から、史料C・Dの年代を延文四年と考えた。

- (25) 百瀬今朝雄「段銭考」（『寶月圭吾先生還暦記念会編』日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館、一九六七年）。

- (26) 康暦説は百瀬氏前注論文、貞治説は市原陽子「室町時代の段銭について」（『歴史学研究』四〇四・四〇五号）。なお、小林保夫「室町幕府における段銭制度の確立」（『日本史研究』二六七号）参照。

- (27) 貞治元年十二月日太良荘領家方年貢算用状(は一一〇七)に、下行分として「ヲハマテ[分國衙事]の注記をもつ「讃岐法橋」(実増)への支出分(他に「國衙沙汰料足分」一貫文もある)が見え、翌年三月日太良荘領家方百姓等申状(し一三六)にも「當庄可落國衙之由在之時」とある。
- (28) 実増については、網野氏注12前掲書、二六二―三頁参照。
- (29) 「羽賀寺年中行事」(『県史』9、羽賀寺文書二七号)。
- (30) 田中氏注12前掲論文、網野氏注12前掲論文。
- (31) 若狭の国人一揆については、網野氏注12前掲書、二三四―八・二六七―二七〇頁、松浦氏注13前掲論文、外岡氏注13前掲論文など参照。
- (32) 鎌倉期の木崎氏については、田中氏注12前掲論文参照。
- (33) 『教王護国寺文書』三八五号(以下「教護三八五」のごとく略記)。
- (34) 山名氏の幕府方帰降は、実質的には対等和睦というべきもので(佐藤進一『南北朝の動乱』中央公論社、一九六五年、三四九頁)、山名は幕府から五か国守護職を認められても自身は在国したままで、半年経ってようやく子息を上洛させたのである。小川信氏は、山名時氏の税所今富名拝領について、当時幕政を主導していた斯波高経が、佐々木道誉ら反斯波勢力に対抗し得る与党として山名氏を利用するため、五か国の他に若狭の守護職をも要求したであろう山名氏と妥協して今富名を割譲した、との卓見を示されている(注13前掲書、四三五頁)。従うべきであろう。なお、観応の擾乱で当初父から離れて尊氏方に属した山名師氏(時義)が、かつて拝領した「若狭国斎所今積(税所今富)」の還付方を佐々木道誉に嘆願したものの無視されたため、南朝方に転じたという『太平記』(巻三三)の所伝は、山名氏の若狭税所今富名に対する執着ぶりをよく伝えている。
- (35) 『県史』9、塚本弘家文書一・二号。
- (36) 網野氏注12前掲論文、河音氏注12前掲論文。
- (37) 『大日本史料』第六編之十九(以下「史料」六一―九、のごとく略記)、

南北朝室町期の若狭守護と国衙

- 五五六頁、文和三年九月日若狭国税所今富名内給地注文(紀氏系図裏文書)。ここに見える八か所の給地の中に「国分寺」の名が見える。
- (38) 貞和五年二月二十二日左衛門尉某・僧某連署奉下知状(『県史』9、神宮寺文書七号)は、出雲房経賢を国分寺供僧職(常善名)に補任したものであるが、発給者の二人は当時の今富名奉行波多津左衛門尉・なりた大進法眼で(今富次第)、今富名領主山名時氏(もしくは代官大里次郎左衛門尉・加藤大夫房)の意を奉じて下達したものとみられる。
- (39) 注13前掲拙稿「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」七八―七九頁。なお、この一件の関係史料は、①永和三三年六月十日税所代海部信泰書状(ツ一六九)、②同十五日太良荘公文并祐申状(し一二〇)、③永和三年「太良荘地頭方評定引付」六月二十日・同二十五日条(ター二九)、④同年六月日東寺雜掌頼勝申状案(ツ一七〇)、⑤同年八月三日守護一色氏奉行某(小守護代武田重信カ)書状(『県史』2、大谷雅彦氏所蔵文書二号)、⑥永和四年七月十一日太良荘代官禅朝起請文(教護五五五)、⑦同年十二月二十四日太良荘代官有円・公文并祐連署起請文(ハ一八一)、の七点であるが、拙稿では②③⑥を看過したり、流鏑馬を上下宮のみものとしみたりする初歩的誤りを犯している。しかし、事実経過の基本的部分の理解は訂正の必要はなく、特に③は、この神事役の徵集が守護代の主導のもとになされたとする拙稿の主張を裏付けている。
- (40) 東寺が国元の守護代の買収に用意した酒肴料は五貫文だったのに対して(前注③)、海部氏への礼銭は一貫文余に上った(前注⑥⑦)。
- (41) この花押の比定は次の根拠による。①日下花押は応永十二年八月三日淨玖・寿恩(小守護代武田長盛)連署諸役免許状(『県史』9、明通寺文書四五号)の淨玖の花押に酷似する(『小浜市史』社寺文書編、卷末「花押・印章一覧」参照)。②淨玖・寿恩の二人は、応永五年の段銭配符(後掲史料I)を連署で出している。③したがって、史料Gで淨玖と連署している

奥の花押の主の地位は寿恩と同じ小守護代、つまり武田重信（寿恩の父）とみるのが自然である。④史料Gの奥の花押は、太良荘に多数の守護夫権促状や御家人役請取状を発給している者（署名は草名で「重信」と読める）の花押と一致する（注39⑤の草名も同じであるが花押は若干異なる）。

- (42) 史料Hの年代を『東寺百合文書目録』は嘉慶元年と推定するが、以下の理由で、同二年もしくは三年と考える。①留守所下文は署判者三人のうち花押を据えるのは真ん中の一人だけで、応永十四年十月十一日付の留守所下文（ハ―一〇六）の花押は同十七年二月十七日税所代安倍忠俊名主職宛行状（『県史』9、神宮寺文書一七号）の花押（東京大学史料編纂所影写本参照）と一致するから、それは税所代のものである。②史料Hの花押は、嘉慶二年十二月に没する税所代海部信泰（今富次第）の花押（前掲表Ⅱ No. 2・4・6）とは異なるから、その後を嗣いだ子の泰忠のものと思われる。③したがって、史料Hの年代は嘉慶二年十二月以降でなければならず、同年（十二月）か翌三年（改元のある二月以前）となる。

- (43) 史料Hは破損が甚だしいが、読み取れる反以下の部分は大田文における定田数一七町一反一九〇歩と一致する。

- (44) 南北朝・室町期の若狭には合わせて二四点（うち六点は案文）の留守所下文が伝存するが、例外なく三名連署で（但しすべて署名はなく「―」とするのみ）、最奥のみ「目代」の肩書を付す。花押は建武元年十月日付のもの（エ―三九）に目代と目下の二つの花押があるのを除き、他はすべて真ん中のみ（これが税所代のものであることについては注42①参照）。

- (45) 『県史』2、天龍寺文書一―号。

- (46) 『明德記』（『群書類従』合戦部）。

- (47) 武田長盛の花押は次注文書の他、応永四年六月十八日長盛書状（『県史』9、栗駒清左衛門家文書一―号）、花押は『小浜市史』諸家文書編二、巻末「花押・印章一覽」参照）などによって確認できる。淨玖のは、前掲史料

Gのとは若干異なるもの（筆の運びは酷似）、応永十一年五月二十二日公文兼允・淨玖和与状（『小浜市史』諸家文書編三、中世文書一〇五号〈秦文書〉）の淨玖の花押と完全に一致する（同書、巻末「花押・印章一覽」参照）。なお、『小浜市史』が淨玖を「淨杉」とするのは誤読である。

- (48) 応永十二年八月三日淨玖・寿恩連署諸役免許状（『県史』9、明通寺文書四五号）。

- (49) ただ、史料GとIでは賦課対象田積が異なり、Iでは留守所下文（史料H）のそれ（定田数）を載せている。これは国衙留守所系のシステムを一部採用したことを示すかとも思われるが、詳細はよくわからない。

- (50) 応永四年十一月十九日後龜山上皇院宣（『史料』七一―、九〇〇頁、『東寺文書』御）、同月六日六条時熙書状（り―七三）。なお、後龜山院が若狭の国務を管掌していたらしいことは、同年十二月九日、後龜山院宣によって「若狭国々衙領内友次浦」を何者かに管領せしめてることから想定できる（『県史』2、保阪潤治氏所蔵文書四号）。後龜山の若狭国務管掌は、おそらく南北朝合一の条件の一つとされた、大覚寺統による諸国国衙領領有が若狭で実施されたことによるもので、明德三年に始まったと思われる。なお、後龜山が応永二十九年の若狭一宮遷宮式に下国しているのも（守護次第）、あるいは知行国主としての行動かもしれない。

- (51) この年の「太良荘地頭方評定引付」（ター六九）二月十日条に「自守護方被入段銭配符之間、於京都可有秘計□代官令申之間、内々守護方令秘計之□」とあり、東寺は代官の意見に従って専ら守護方と免除交渉をしていること、この年は七月に官庁造管段銭（ハ―一〇四）、十月に内宮役夫工米段銭（ハ―一〇六）が賦課されたことは知られるものの、二月に幕府から段銭が課された徴証は、他荘、他国にも得られないこと、そして、この年のものと思われる二月日太良荘百姓等申状（ツ―一九一）に「せんれいのニハ候ハす候たんせんをさせられ候」と見えることなどから、史料Jの

段銭を守護段銭と判断した。ただし、守護段銭がこの時に始まったかどうかは疑問で、応永五年の「御要脚若狭国段銭」（史料Ⅰ）は、翌年二月日太良荘百姓等申状（ハ一七七）に「去年自守護方段銭両度被召懸下と申」とあるところから、守護段銭ではないかと推察される。

(52) たとえば、この四年前に今富名代官が小笠原長房（守護代）から丹後出身と目される石河長貞（在京奉行）に替わっているところから（今富次第、小笠原・石河の確執が国衙内の対立をもたらず、といった憶測も不可能ではない（小笠原・石河両氏の確執の可能性については注13前掲拙稿「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」でふれたことがある）。

(53) 年欠三月日太良荘本所方百姓等申状（ツ一一九七）。この文書を武田氏の代のもつと判断するのは、文中に、武田氏のもとで太良荘半済給主となつた「山縣殿」の名が見えるからである。

(54) 太良荘の史料をみる限り、一色氏、武田氏の守護段銭が守護役の中核をなしたとは考えにくい。確かに、応永十八年頃のものと思われる文書（ツ一二八七）に「こうれい段銭」などという文言も見えるのであるが、室町期の段銭配符（留守所下文）のほとんどは幕府段銭のそれであるし（守護段銭は最大にみて史料Ⅰ・Ⅱのみ）、武田氏の代に確認される守護段銭は管見の限り四例にすぎない（ハ一六四、ター一三〇・一七二・一七四）。ただ武田氏でいえば、段銭よりも重視していたと思われる、年貢高を基準とする守護要銭（この役の性格はハ一二九八、ター三〇八によく示される）も、その徴集システムは、基本的には段銭の場合と異なるものではなかったと思われるから、税所が守護権力の守護役徴集機関として重要な役割を果たしていた、とみることは許されよう。

(55) 永正二年二月十六日武田元信知行宛行状写（『県史』2、白井家文書四号）。
(56) 天文二十年八月八日武田信豊所職宛行状（『県史』9、長井健一家文書三号）。

南北朝室町期の若狭守護と国衙

(57) 「羽賀寺年中行事」（『県史』9、羽賀寺文書二七号）正月七日・十二月十三日条。なお、永井氏はこの史料の中で「小浜代官」とも呼ばれている。これ以上は本稿の範囲を越えるので省略に従いたい。が、「小浜代官」は今富名代官の後身で税所代の上位に位置付けられるものであるし（『県史』9、妙楽寺文書九・一〇号）、戦国期の小浜代官は粟屋元隆（『実隆公記』大永三年八月六日条など）、ついで山県氏（『天文日記』天文七年十一月九日条など）らが在職していたから、永井氏が「小浜代官」と呼ばれているのは、「小浜又代官」の謂かとも思われる。

(58) 永正十二年十一月九日永井清家補任状（『県史』8、渡辺市左衛門家文書八号）、永禄七年五月二日永井任家補任状（同文書一〇号）。

(59) 年欠九月十七日永井忠家書状（『県史』9、神宮寺文書五〇号）。

(60) 天文十四年十月二十四日永井忠家代僧職宛行状（『県史』9、谷田寺文書六号）。

(61) 武田氏は、二月と八月の両段銭を恒常役としていた（『県史』9、高鳥甚兵衛家文書一七号）。

(62) 耳西郷堂社等田数帳（『県史』8、宇波西神社文書八・九号）によると、大永七年九月の日付で「耳西郷 苻所 田数」として「久々子方・早瀬方」「本所・半済方」などの田数、合計六五町九反二四〇歩を書き上げたあと、「此段銭分」六九貫九一三文の納入先を記している。一方、大田文によれば、耳西郷・日向浦の総田数（戦国期の耳西郷は日向浦を含む）は八八町一反二七〇歩、定田数は五九町一反二五〇歩でいずれにしても一致しない。
(63) 税所今富名が一色氏に宛行われたのと同じ明德三年、若狭国務が後龜山院の管掌下に入ったらしいことが（注50）、一色氏による国衙機構の接收にしばらく抑制力として働いた、との想定も不可能ではないが、まったく憶測の域を出るものではない。

（平成三年九月三十日受理）

Shugo (守護) and Kokuga (国衙) in Wakasa Country
in the Period of Northern and Southern Dynasties

Shoichi KAWAMURA

For Shugo in the Period of Northern and Southern Dynasties and the Period of Muromachi, it is inevitably important to place Kokuga under his control in order to reign his country. Since it was general in the eastern part of Japan that Shugo had his control over Kokuga from the beginning, management of Kokuga progressed smoothly. In contrast in the western part of Japan, it was not easy for Shugo to have control over Kokuga because influential nobles and religious organizations had dominated Kokuga there.

In Wakasa Country, since the Period of Kamakura Shugo had exercised dominion over Saisho (税所) which was the most important organ of Kokuga. The domination was inherited in the Period of Northern and Southern Dynasties. But in the beginning of the Period, Shugo in Wakasa Country remained in the position for a very short while and thus his control over Kokuga did not proceed well and Kokuga had his independence. The tendency became still stronger after dominion over Saisho was given to Mr. Yamana in 1364 who was not Shugo. Although dominion over Saisho was given back to Shugo 1392, it was around 1403 that Shugo regained perfect control over Kokuga.